



申18号 エネルギー管理センターに関する「電気部門の変革2022」について団体交渉を行う！

その1

1項 給電技術センターにおいて実施される、工事発注業務の簡素化、社外専門能力の活用について、詳細な実施時期を示すこと。

- ・工事発注業務の効率化として、**樹木伐採・除草工事の単価契約化を2019年4月より実施**する。
- ・社外専門能力の活用として、**工事に伴う借地折衝業務の外注化、樹木伐採工事に伴う行政手続き書類作成業務の外注化**について、これまでの試行を踏まえ**2019年4月より実施**する。
- ・**線下補償更新業務の包括委託は、引き続き試行を行い、2020年度上期より実施**する考えである。

2項 給電技術センターにおいて実施される、工事発注業務の簡素化、社外専門能力の活用によって、変更となる業務内容と対象グループ、業務フローを明確にすること。

- ・今回実施する工事発注業務の効率化、社外専門能力の活用により、樹木伐採工事、借地を要する工事、線下補償更新業務についての業務の効率化を図る。
- ・**業務が抜本的に変わるほど仕組みやフローが変わるものではない。**

3項 給電技術センターにおいて、発生する要員効果の根拠を具体的に示すこと。

- ・給電技術センターの標準数は74から71になる。減は一般のみとなる
- ・架空保全のグループやメンテナンスセンター、線下補償といったところで業務の効率化が図られる。

要員効果が具体的に実感できるようにするべきだ！

4項 川崎発電所において実施される、運転当直体制の見直し、工事発注業務の簡素化について、詳細な実施時期を示すこと。

- ・運転当直体制の見直しについては9月ないし10月を目安として教育など必要な準備を進めている。
- ・細かい歩掛りの集約や、定期修繕の歩掛を登録する。数百になるので2回に分けて登録する。川崎発電所は、何件も細かく発注する鉄道の工事と違い、定期修繕工事の項目などは大きくなる。**実際に活用する場面は2020年度以降**になると考えている。

5項 川崎発電所において実施される、運転当直体制の見直し、工事発注業務の簡素化によって、変更となる業務内容と対象グループ、業務フローを明確にすること。

- ・運転当直体制の見直しや、工事発注業務の効率化を実施することで、定型的業務から高度な判断・計画業務へのシフトを図る。
- ・当直員への説明は丁寧に実施していく。教育計画を作成の他にも、当直員だからこそ気づける設備異常がある。そのような所で少額小規模工事の業務をやってもらうなど考えている。

6項 川崎発電所において実施される、運転当直体制の見直しについて、異常時においても安全な運転管理が行える体制とすること。

- ・今後も各種操作は2名体制でおこなう。異常時は応援が必要になれば、これまでも日勤でも当直業務経験者があるので、応援に入るなどしてきた。
- ・異常があれば安全に停止する仕組みを導入している。今後もそういう構成としていく。

～その2へ～